

東京大学情報基盤センター共通ストレージシステム利用規程

令和4年1月6日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、東京大学情報基盤センター(以下「センター」という。)が管理・運営する共通ストレージシステム(以下「共通ストレージ」という。)の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 共通ストレージの利用は、学術研究、教育及び社会貢献に供することを目的とする。

(利用資格者)

第3条 共通ストレージの利用資格を有する者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学、高等専門学校及び大学共同利用機関の教職員および学生
- (2) 文部科学省所管の独立行政法人に所属し、専ら研究に従事する者
- (3) 学術研究及び学術振興を目的とする国又は地方公共団体が所管する機関に所属し、専ら研究に従事する者(前号に該当する者を除く。)
- (4) 前号を除く、学術研究を目的とする機関で東京大学情報基盤センター長(以下「センター長」という。)が認める機関に所属し、専ら研究に従事する者
- (5) 第1号から第4号までに該当する者が所属する機関との契約により共同研究に研究分担者として参加し、専ら研究に従事する者
- (6) 科学研究費補助金等の交付を受けて学術研究を行う者(前各号に該当する者を除く。)
- (7) 民間企業その他の法人に所属する者で、別に定める委員会において審査規程に基づく審査の上、センター長が認めた者(第6号に該当する者を除く。)
- (8) 高度情報科学技術研究機構又は学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点が審査し、選定された課題を実施する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、特にセンター長が認めた者

(利用申込)

第4条 共通ストレージを利用しようとする者は、センター長に所定の利用申込みを行うものとする。

(利用承認)

第5条 前条の利用申込みを受け付け、センター長が利用を認めたときは、これを承認し、承認された者(以下「利用者」という。)に利用者番号を付して「利用登録のお知らせ」を発行するものとする。

(利用者番号の有効期間)

第6条 前条の利用者番号の有効期間は、1年以内とし、当該事業年度を超えることができない。

(利用者番号の転用等禁止)

第7条 利用者は、利用者番号及びパスワードを適切に管理し、不正利用の防止に努めなければならない。

2 利用者は、利用者番号を第2条に規定する利用目的以外のために利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、共通ストレージの利用に当たっては、本規程を遵守しなければならない。

(施設・設備等の利用)

第9条 利用者は、共通ストレージの利用に当たっては、他に定めがある場合を除き、第2条に規定する利用目的の範囲内において、センターの施設、設備及び物品を使用することができる。

(届出)

第10条 利用者は、利用者番号の有効期間内において第4条の申込内容に変更が生じたときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用承認の取消等)

第11条 センター長は、共通ストレージの運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、利用者に利用方法の改善を指示することができる。

2 利用者又は第14条に規定する支払責任者が、前項の指示に従わない場合、又は次の各号の一に該当したときは、センター長は共通ストレージの利用承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。

- (1) 第2条に規定する利用目的以外に共通ストレージを利用したとき
- (2) 第3条の利用資格を喪失したとき
- (3) 第13条第1項及び第2項に規定する利用負担金を支払わないとき

(報告書の提出等)

第12条 センター長は、利用者に対し、共通ストレージを利用した結果又は経過の報告を求めることができる。利用者は、報告を求められた場合は、センター長に報告するものとする。

2 利用者は、共通ストレージの利用による研究等の成果を論文等により公表するときは、当該論文等にセンターを利用した旨を明記しなければならない。

3 報告書は原則として公開とし、センターの広報等の用に供することができるものとする。ただし、利用者の申出により最大2年間公開を延長することができるものとする。

4 センターは、予め書面による承諾を得ない限り、共通ストレージの利用の報告に際して知り得た利用者の研究上、技術上その他の秘密とすべき情報を厳格に取扱い、センター運用上の目的以外には利用してはならない。

(利用負担金)

第13条 第5条により共通ストレージの利用申込みが承認された場合は、利用負担金として別表に定める利用負担金額を次条に規定する支払責任者が支払わなければならない。ただし、第2条に規定する利用目的で、特にセンター長が認めた場合は、利用負担金の全部又は一部を免除することができる。

2 前項に規定する利用負担金の支払は、東京大学内における内部取引に基づく振替又は東京大学の発行する請求書により定められた期日までに指定口座への振込によるものとする。

3 前項により支払われた利用負担金は、原則として返還しない。

(支払責任者)

第14条 利用者は、利用負担金の支払の責任を有する者(以下「支払責任者」という。)を利用申込み時にセンター長に届け出なければならない。

2 機関に複数の支払責任者がある場合は、各支払責任者に係る利用負担金を取りまとめて支払う統括支払責任者を別に届け出ることができる。

(免責事由)

第15条 センターは、利用者への共通ストレージの提供については最善を尽くすが、通信回線等のネットワーク機器や計算機、記憶装置等の障害による中断・遅延・中止・停止やデータ等の滅失又は毀損が生じないことを保証できない。

2 第11条に基づく利用方法の改善指示違反又は利用者自身の操作ミス等の過失等によるデータ等の滅失又は毀損に関わる損害、その他共通ストレージに関連して被った損害について、一切の責任及び負担を負わない。

3 センターは、データ等の漏洩、改ざん防止に努めるが、第三者による不正アクセスやクラッキング行為等によるデータ等の滅失又は毀損・漏洩・改ざん等に関わる損害について、一切の責任及び負担を負わない。

4 他の利用者によるデータ等の保存により共通ストレージ全体の空き容量が不足し、利用者のデータ等保存利用容量が申請時の容量を下回って追加保存ができない場合において、センターは一切の責任を負わない。

(データ等の取扱い)

第 16 条 センターは、利用者が共通ストレージに保存したプログラム、計算に必要なデータ、および計算結果（以下「データ等」という。）及びそれらを格納したファイルの情報に対し、共通ストレージの利用期間中及び利用期間終了後の取扱いを、次の各号に定める。

(1) センターは、データ等の漏洩、滅失又は棄損を防止するため、必要な予防措置を講じ、適正に管理する。

(2) センターは、共通ストレージの運用上必要がある場合以外は、利用者のデータ等にアクセスしない。

(3) センターは、法令等による要請がある場合を除いて、第三者に利用者のデータ等を開示しない。

(4) センターは、共通ストレージの円滑な運用を図るため、ファイル情報を参照することがある。

(5) 第 6 条による有効期限の終了又は第 11 条による承認の取消の場合においては、利用者のデータ等をセンターが削除できるものとする。

(データ等のバックアップ)

第 17 条 センターは、利用者のデータ等のバックアップを行わないものとする。利用者のデータ等のバックアップに関しては利用者の責任において行うものとする。

(利用の制限)

第 18 条 センターは、利用者への予告無しに共通ストレージを停止することができる。

(補則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、共通ストレージの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

別表 1（第 13 条関係）

大規模共通ストレージシステム(第 1 世代)利用負担金表

別表 2（第 13 条関係）

大規模共通ストレージシステム(第 1 世代)月数別利用負担金